



# 埼玉県報

第 3015 号  
平成 30 年(2018 年)  
6 月 29 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 災害救助用備蓄食料「アルファ米（わかめご飯）」に関する落札者等の公示（入札課）
- 公文書の開示の実施状況の公表（県政情報センター）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 第二種区画漁業権に係る漁場計画の樹立（生産振興課）
- 川越都市計画道路の変更（都市計画課）
- 春日部都市計画道路の変更（都市計画課）
- インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（春日部県税事務所）

- 県道根岸本町線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道東大門安行西立野線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道東大門安行西立野線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道東大門安行西立野線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 8・9 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

## 正誤

- 埼玉県条例第 27 号中訂正（保健体育課）

# 告 示

## 埼玉県告示第七百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
災害救助用備蓄食料「アルファ米（わかめご飯）」 311,800食
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県農林部農産物安全課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年6月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
星野総合商事株式会社 埼玉県川口市本蓮1丁目1番9号
- 5 落札金額  
64,318,104円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年4月20日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百二十二号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、平成二十九年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付 区分	受 付 件 数			平 成 2 9 年 度 処 理 件 数					平成30 年3月 末現在 未処理 件数
		平成 29 年度 受付 件数	前年 度か らの 繰越 件数	計	開示	部分 開示	不開 示	取下 げ	計	
知 事	請求	3,509	0	3,509	252	2,649	94	341	3,336	173
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,509	0	3,509	252	2,649	94	341	3,336	173
教育委員会	請求	630	0	630	86	228	9	21	344	286
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	630	0	630	86	228	9	21	344	286
選挙管理 委員会	請求	222	0	222	7	211	3	1	222	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	222	0	222	7	211	3	1	222	0



内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	72	0	72	15	4	2	9	30	42
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	72	0	72	15	4	2	9	30	42
病院事業 管理者	請求	40	0	40	16	20	2	2	40	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	40	0	40	16	20	2	2	40	0
下水道事 業管理者	請求	36	0	36	7	14	0	15	36	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	36	0	36	7	14	0	15	36	0



地方独立 行政法人	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	請求	1,218	4	1,222	126	1,035	42	11	1,214	8
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,218	4	1,222	126	1,035	42	11	1,214	8
合計	請求	5,742	4	5,746	510	4,175	152	400	5,237	509
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,742	4	5,746	510	4,175	152	400	5,237	509

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

## 告 示

### 埼玉県告示第七百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

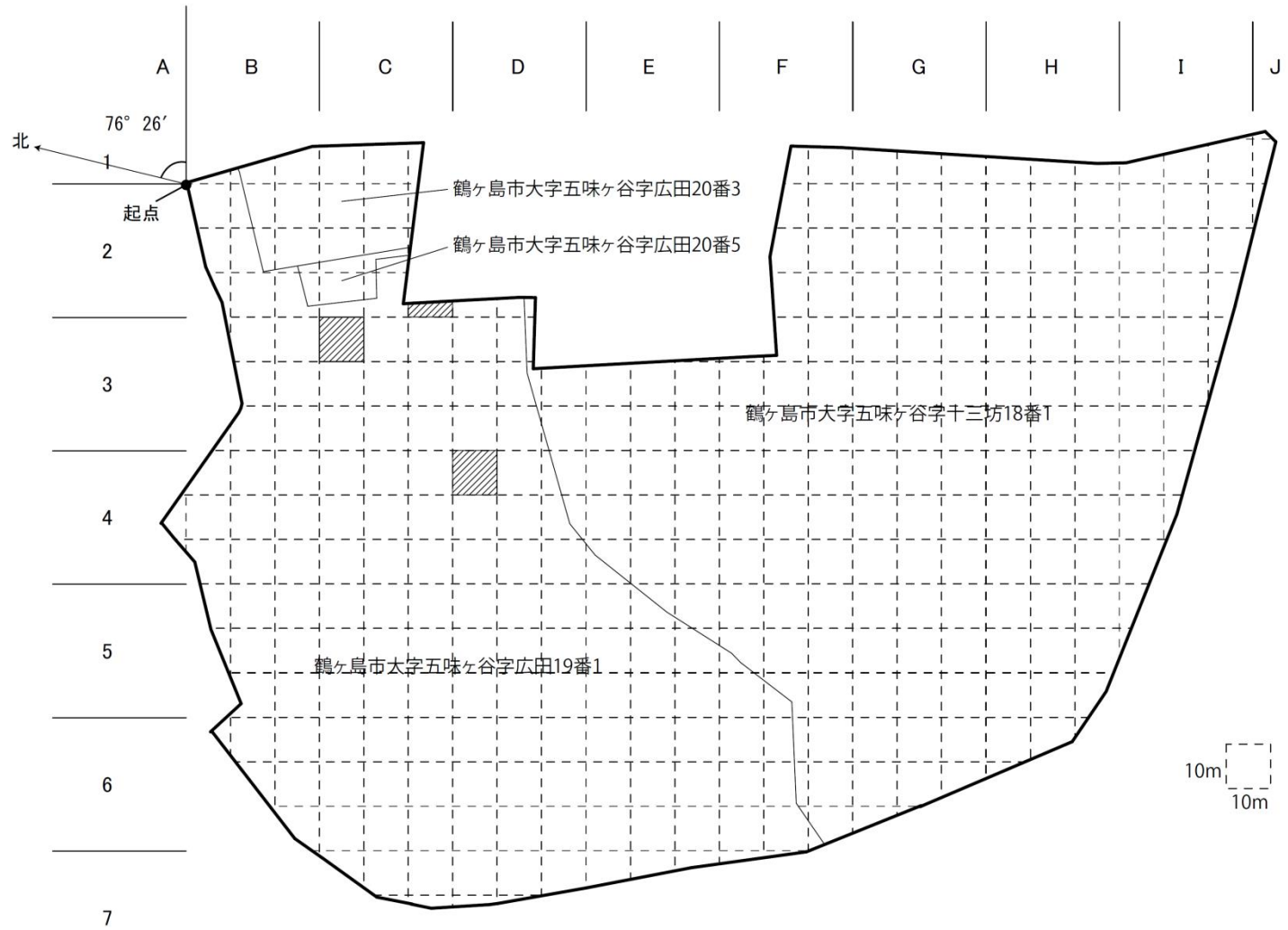
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田十九番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 起点
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 区域に指定する区画

【起点】

起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1の最北端であり、(座標  $X=0.0000$   
 $Y=0.0000$ ) とする。

※座標は、調査で定めた任意の座標であり、起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
うつみ内科クリニック	医療法人 竜美	三郷市谷口五六八一	平成三十年 五月一日
あそか眼科	二宮務	蕨市錦町五―三―二八 蔵クリニックタウン二〇二 号	平成三十年 六月一日
上尾こいけ眼科	小池 智明	上尾市富士見二―二〇― 三六	平成三十年 六月一日
埼玉県済生会 な でしこメンタルクリ ニック	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生 会	鴻巣市本町一―一―三 四階	平成三十年 六月一日
大島メモリーメンタ ルクリニック	大島 久智	狭山市入間川一―一八― 一 狭山駅前新松本ビル一 階一〇二号室	平成三十年 六月一日
ふじみ野血管外 科・内科クリニック	医療法人社 団 遼成会	ふじみ野市清見一―二―一 四	平成三十年 五月一日
埼玉医療生活協同 組合 羽生総合病 院	埼玉医療生 活協同組合	羽生市下岩瀬四四六	平成三十年 五月一日

科・矯正歯科 みずほ台駅ナカ歯	藤沢歯科医院	うららか歯科	戸田ファミリー歯科	城東歯科	医療法人社団 文蔵会 ごう歯科クリニック	久喜歯科	かみぐちクリニック	医療法人社団 昭榮会 はすみクリニック	若葉駅前メンタルクリニック	久我クリニック	あまのメデイカルクリニック	みなこのハートクリニック
医療法人社団 大志	澤田 政登	小堀 瑛一	筒井 秀多	医療法人 城東歯科	医療法人社団 文蔵会	医療法人社団 新心会	大坪 十四哉	医療法人社団 昭榮会	小川 次弘	医療法人 久我メデイカルオフィス	医療法人 栄光会	佐藤 純一
九一二二階 富士見市東みずほ台二一二	入間市下藤沢七三八一一	入間郡三芳町藤久保三三七 一九	戸田市下戸田一八一二 パティオ戸田公園二F	草加市氷川町八五八一 草加接骨院 二階	鴻巣市市ノ縄字中耕地二九 八一	久喜市久喜東一八一 ミスズ第三ビル一階	三郷市上ロー二二三	吉川市木売新田四〇一一	一 鶴ヶ島市藤金八五二一一六 ステーションテラス若葉一〇	幸手市中五一九一一七	蓮田市見沼町九一一	秩父郡皆野町皆野二四七四 一
月一日 平成三十年六月一日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年六月一日	月一日 平成三十年六月一日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年五月一日	月七日 平成三十年五月七日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年五月一日	月一日 平成三十年六月一日

白岡スマイル薬局	わかば薬局 口駅前店	ひまわり薬局 蓮田店	北本薬局	みのやま薬局	深谷スマイル薬局	スター薬局 寄居店	かえて薬局 庄児玉店	けやき薬局 原店	けやき薬局 江店	鈴木薬局 富士見店	北上尾スマイル 薬局	木村歯科医院
株式会社 エアリーフ アーマシー	株式会社 わかば薬局	株式会社 エアリーフ アーマシー	石黒 友理 子	牛島薬品株 式会社	株式会社 エアリーフ アーマシー	株式会社 ケアプラン ニング	株式会社 エアリーフ アーマシー	株式会社 エアリーフ アーマシー	株式会社 エアリーフ アーマシー	株式会社 鈴木薬局	株式会社 エアリーフ アーマシー	医療法人社 団 正匡会
白岡市西一―六―一	鶴ヶ島市藤金八五二―一 六 ステーショントラス若 葉一〇二	蓮田市根金一八一三―一 〇	北本市北本一―八七―一 〇―一	秩父郡皆野町皆野二四九 五―三	深谷市萱場三八―三	大里郡寄居町赤浜一―八 二―三	本庄市児玉町八幡山三〇 五―二	草加市松原二―二―六	一〇四 三 サンパティークⅢ 一〇四	一 上尾市富士見二―二〇―	上尾市上二七九―二	羽生市中央二―七―一〇
平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 六月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称		施術所		所在地		指定年月日	
船山 勇一				治療室リハネ ット		さいたま市中央区鈴谷二 ―七九四 ミオ浦和		平成三十 年五月 二十一日			
太田 孝				ゆうクラブ多摩 マッサージゆう		東京都東村山市美住町一 ―一九―一―八〇五		平成三十 年六月一 日			
加藤 葉月				プラナ治療院		さいたま市緑区三室一二 六二―六		平成三十 年五月十 日			
福嶋 将之				ひつじ整骨院		蓮田市緑町一―一二一― サンライズ一F		平成三十 年四月七 日			
福嶋 匠				匠整骨院		戸田市下戸田二―二四― 一六 フォルテ住宅館一 階		平成三十 年四月二 十七日			
岡部 勇太				おはな接骨院		上尾市小泉五―一―七 グラウンドールⅡ 三号室		平成三十 年五月十 四日			
國府田 剛				たかお整骨院		北本市西高尾二―九四		平成二十 九年十二 月一日			
浜田 勇人				上鷺宮接骨院		東京都中野区上鷺宮四― 五―九 ビューキャニオ ン中野上鷺宮一階一〇― 号室		平成三十 年六月一 日			
戸井田 裕				こころ整骨院		坂戸市中小坂五五―一― 一		平成三十 年六月一 日			
山下 大輝				高林接骨院 谷塚駅前院		草加市谷塚一―二―二一		平成三十 年五月三 十一日			



佐々木 哲兵	市川 明	三吉 亜季	松原 明子	廣瀬 量一	坂田 安弘	石井 直人	山崎 理央
K u o n 鍼灸院	灸院 ひふみ堂市川鍼	圧治療院 あいの手鍼灸指	マッサージ院 ハートフル鍼灸	院 ージひろせ治療	訪問鍼灸マッサー ジひろせ治療	ーシヨ ン O W 久喜ステ ーシヨ ン	訪問医療マッサー ージ K E i R O W 久喜ステ ーシヨ ン
〇一 上尾市愛宕一―二―九―一	吉川市保一―三七―三	一―二九 外谷ビル二階 東京都世田谷区池尻三―二	四―二 二F さいたま市桜区西堀八―一	〇一 ニュータウン八五―一―一	所沢市山口五二五―一 椿峰 一九―一―八〇五	八―一〇二 久喜市久喜中央二―四―二	八―一〇二 久喜市久喜中央二―四―二
五月十一日 平成三十年	五月十六日 平成三十年	七月一日 平成三十年	五月一日 平成三十年	日 五月二十二	六月一日 平成三十年	五月十八日 平成三十年	五月十日 平成三十年

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	開設者	名称		
医療法人 岩崎小児科医院		名称	医療法人 岩崎歯科小児科医院	医療法人 岩崎小児科医院
医療法人 慶聴会 矢澤クリニック北本	名称	名称	北本矢澤クリニック	医療法人 慶聴会 矢澤クリニック北本
医療法人社団 祐友会 新美歯科医院	名称	名称	医療法人社団 祐友会 伊藤歯科医院	医療法人社団 祐友会 新美歯科医院
なごみ訪問看護リハビリステーション	名称	名称	ケアーズなごみ訪問看護リハビリステーション	なごみ訪問看護リハビリステーション
羽生訪問看護ステーション	所在地	所在地	羽生市上岩瀬六六〇	羽生市下岩瀬四四六

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
成田 優美子	施術所所在地	さいたま市北区宮原町三―四三六一―一 ハイツ大宮宮原四〇 四	さいたま市北区宮原町三―四三二―二 岸ビル一階
高松 愛美	施術所所在地	さいたま市北区宮原町三―四三六一―一 ハイツ大宮宮原四〇 四	さいたま市北区宮原町三―四三二―二 岸ビル一階
岩本 賀奈夫	施術所名称	カナオ治療院 所沢分院	所沢カナオ治療院
松浦 育代	施術所名称	有限会社 県民福祉サービス治療院 もみの木	株式会社 もみの木

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
久我クリニック	幸手市中五―九―一七	平成三十年四月三十日
北畠ひふ科医院	行田市持田三―四―二〇	平成三十年四月二十六日
はすみクリニック	吉川市木売新田四〇―一	平成三十年四月三十日
若葉駅前メンタルクリニック	鶴ヶ島市藤金八四五―四	平成三十年四月三十日
かみぐちクリニック	三郷市上口一―二―三	平成三十年五月六日
うつみ内科クリニック	三郷市谷口五六八―一	平成三十年四月三十日
あまのメディカルクリニック	蓮田市見沼町九―一	平成三十年四月三十日
ふじみ野血管外科・内科クリニック	ふじみ野市清見一―二―一四	平成三十年四月三十日

埼玉医療生活協同 組合 羽生総合病 院	羽生市上岩瀬五五一	平成三十年四月三十日
ごう歯科クリニック	鴻巣市市ノ縄字中耕地二九八― 一	平成三十年四月三十日
高橋歯科医院	所沢市榎町一―二〇	平成三十年一月二十二 日
わかば薬局 西口 駅前店	坂戸市関間四―一二―二四 若葉西口ビルF	平成三十年四月三十日
スター薬局 寄居 店	大里郡寄居町赤浜一―八二― 三	平成三十年四月三十日
深谷スマイル薬局	深谷市萱場三八―三	平成三十年四月三十日
白岡スマイル薬局	白岡市西一―六一―一	平成三十年四月三十日
とよおか調剤薬局	入間市豊岡一―九―一	平成三十年五月三十一 日
北上尾スマイル薬局	上尾市上二七九―二	平成三十年四月三十日
かえで薬局 本庄 児玉店	本庄市児玉町八幡山三〇五― 二	平成三十年四月三十日
北本薬局	北本市中央二―六二―一F	平成三十年四月三十日
けやき薬局 松原 店	草加市松原二―二―六	平成三十年四月三十日
けやき薬局 松江 店	草加市松江一―二五―一三 サンパティークⅢ 一〇四	平成三十年四月三十日

ひまわり薬局 蓮田店	葉樹薬局 もちだ	オリーブ薬局2号店
蓮田市根金一八一三一一〇	行田市持田三―四―一一	五 ふじみ野市上福岡一―一四―一
平成三十年四月三十日	平成三十年四月三十日	平成三十年三月十五日

二 指定施術機関

新井 徳孝	氏名	住所	
柳沢駅前接骨院	名称	所在地	施 術 所
四 谷町三―一二―一 東京都西東京市保			
平成三十年五月六日	廃止年月日		

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 桜光会 あおば歯科クリニック	狭山市広瀬東三―一二三―一	平成三十年七月一日
医療法人社団 彩 り会 北坂戸オレン ジ歯科	坂戸市末広町一―五	平成三十年六月三十日

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	あんしんホーム 白岡	所在地	白岡市小久 喜字神辺 八四七―一	開設者名	株式会社 ヴァテイー	サービスの種類	介護予防 特定施設入居者 生活介護	指定年月日	平成二十三年 六月一日
医療法人 みやび会 おおつ整形外科	春日部市 中央一七 一〇ビル 昭和ビル 三F	医療法人 みやび会	介護予防 訪問リハビリ テーション	介護予防 居宅 療養管理指導	平成三十年 三月一日				



# 告示

## 埼玉県告示第七百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類	
生協ちちぶ ケアステーション 訪問看護		事業所 所在地		事業所 所在地		事業所 所在地		介護予防訪問看護	
生協ちちぶ 在宅介護支援 センター		事業所 所在地		事業所 所在地		事業所 所在地		訪問看護 介護予防訪問看護	
羽生訪問看護 ステーション		事業所 所在地		事業所 所在地		事業所 所在地		訪問看護 介護予防訪問看護	
		秩父市熊木町 二〇―一三		秩父市熊木町 二〇―一三		秩父市熊木町 二四―一五 熊木町プレイ ス一階		居宅介護支援	
		秩父市阿保町 一―一一		秩父市阿保町 一―一一		秩父市熊木町 二四―一五 熊木町プレイ ス一階		居宅介護支援	
		羽生市上岩瀬 五五一		羽生市上岩瀬 五五一		羽生市下岩瀬 四四六		訪問看護	
		羽生市上岩瀬 六六〇		羽生市上岩瀬 六六〇		羽生市下岩瀬 四四六		訪問看護	
		羽生市上岩瀬 六六〇		羽生市上岩瀬 六六〇		羽生市下岩瀬 四四六		介護予防訪問看護	

<p>介護ショップ えがお</p>	<p>あおぞらネット 春日部</p>	<p>居宅介護支援事業 やすらぎ</p>	<p>アールスタッフ 春日部 ケアサービス</p>	<p>生協ちちぶ ケアステーション 訪問介護</p>	
<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 名称</p>	<p>事業所 所在地</p>
<p>入間郡 毛呂山町 前久保南 七四一―一二―二</p>	<p>春日部市大場 二八七</p>	<p>深谷市針ヶ谷 八〇六―五</p>	<p>春日部市中央 一―五八―四 最高研ビル 三階</p>	<p>生協ちちぶ ケアステーション</p>	<p>秩父市熊木町 二〇―一三</p>
<p>入間郡 毛呂山町 南台 〇五―二六―四</p>	<p>春日部市大場 二八七―一</p>	<p>深谷市西島 八一</p>	<p>春日部市中央 一―五八―四 最高研ビル 一階</p>	<p>生協ちちぶ ケアステーション 訪問介護</p>	<p>秩父市阿保町 一―一</p>
<p>福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防 福祉用具販売</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>訪問介護 居宅介護支援</p>	<p>訪問介護</p>	

加須市社協加須 ヘルパー ステーション	共創未来 北本薬局	共創未来 上里薬局
事業所 名称	事業所 名称	事業所 名称
加須市社協 ヘルパー ステーション	わかば薬局 北本店	上里調剤 薬局
加須市社協加須 ヘルパー ステーション	共創未来 北本薬局	共創未来 上里薬局
訪問介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
北上尾 スマイル薬局	上尾市上 二七九―二	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年 四月三十日
深谷スマイル薬局	深谷市萱場 三八―三	居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問介護	平成三十年 四月三十日
ジャパンケア 春日部武里	春日部市大場 一―三八―一 高橋第三店舗 一F	居宅介護支援 定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	平成三十年 六月三十日

<p>ジャパンケア上尾</p>	<p>ジャパンケア上尾</p>	<p>ジャパンケア 杉戸倉松</p>	<p>ジャパンケア八潮</p>	<p>ジャパンケア 春日部中央</p>	<p>生協ちちぶ ケアステーション 訪問看護</p>								
<p>上尾市原新町 二五〇一〇 EXALT北上尾 一〇二号</p>	<p>上尾市原新町 二五〇一〇 EXALT北上尾 一〇一号</p>	<p>北葛飾郡杉戸町杉戸 三二一 パピルス杉戸ビル 二〇一</p>	<p>八潮市中央 三二〇一六 シャトーレ・ヒノモト 一〇一号</p>	<p>春日部市中央 六一八一二</p>	<p>秩父市阿保町一―一</p>								
<p>介護予防 訪問入浴介護</p>	<p>訪問入浴介護</p>	<p>介護予防 訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護予防 訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護予防 訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>介護予防 訪問入浴介護</p>	<p>訪問入浴介護</p>	<p>介護予防 訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>居宅介護支援</p>
<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成二十二年 三月三十一日</p>								

入間 ジャパン ケア			ジャパン ケア所沢			ジャパン ケア朝霞			草加 ジャパン ケア		草加 ジャパン ケア				
入間市久保稲荷 二一―二二 二―二二 稲荷ビル二―B号			所沢市松葉町 一七―一五 ニューアーバン 第一ビル二階			朝霞市根岸台 三―六―一二 大興ビル一棟			草加市谷塚町 一三六三―一 リレント谷塚一―C		草加市住吉 一―一三―三一 北ビル一F				
居宅介護支援	介護予防 訪問介護	訪問介護	居宅介護支援	介護予防 訪問介護	訪問介護	居宅介護支援	介護予防 通所介護	通所介護	介護予防 訪問介護	訪問介護	介護予防 訪問介護	訪問介護	居宅介護支援	介護予防 訪問介護	訪問介護
平成三十年 六月三十日			平成三十年 六月三十日			平成三十年 六月三十日			平成三十年 六月三十日		平成三十年 六月三十日				

<p>ジャパ ンケ ア杉 戸</p>	<p>ジャ パ ン ケ ア和 光</p>	<p>ジャ パ ン ケ ア幸 手</p>	<p>ジャ パ ン ケ ア加 須</p>	<p>ジャ パ ン ケ ア 熊 谷 美 土 里</p>					
<p>北葛飾郡杉戸町下野九 一四―六</p>	<p>和光市西大和団地六 デュプレ西大和 第四号棟 第一〇四号室</p>	<p>幸手市中一―四―八 岡野ビル一階一〇一</p>	<p>加須市下三俣 一―二―七 国分貸店舗</p>	<p>熊谷市美土里町二―一 堀口ビルA号</p>					
<p>介 護 予 防 通 所 介 護</p>	<p>通 所 介 護</p>	<p>定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護</p>	<p>介 護 予 防 訪 問 介 護</p>	<p>訪 問 介 護</p>	<p>介 護 予 防 訪 問 介 護</p>	<p>訪 問 介 護</p>	<p>介 護 予 防 訪 問 介 護</p>	<p>訪 問 介 護</p>	<p>居 宅 介 護 支 援</p>
<p>平 成 三 十 年 六 月 三 十 日</p>		<p>平 成 三 十 年 六 月 三 十 日</p>	<p>平 成 三 十 年 六 月 三 十 日</p>		<p>平 成 三 十 年 六 月 三 十 日</p>		<p>平 成 三 十 年 六 月 三 十 日</p>		

# 告示

## 埼玉県告示第七百三十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
山崎 秀良	埼玉県熊谷市上新田百七十九番地一	埼玉県熊谷市小江川字天王原二千十五番五ほか五筆	三、八七二
齋藤 弘昭	埼玉県秩父市大畑町二番地十五	埼玉県秩父市下吉田字上野四千十三番ほか一筆	一、五五一
阿部 信一	埼玉県加須市戸崎三百九十一番地	埼玉県加須市戸崎字城附五百九十二番ほか一筆	二、〇三〇
小野原 新吉	埼玉県加須市道目千五百六十五番地	埼玉県加須市道目字中大道下千八十六番一ほか五筆	五、四〇九
小野原 正雄	埼玉県加須市道目千五百七十二番地二	埼玉県加須市道目字中大道下千三番一ほか二筆	三、四〇一
株式会社かぞ農業公社	埼玉県加須市大越千七百八番地一	埼玉県加須市道目字下大道上千百五十八番一ほか十一筆	八、九三一
株式会社たがや農産	埼玉県加須市道地千四百七十三番地一	埼玉県加須市内田ヶ谷字新堀前八百七十八番	一、六〇三



農業生産法人株式会社彩野グリーンファーム	島田 豊	神部 豊	アグリグリーン株式会社	浜野 邦司	奈良 建次	染谷 賢藏	篠宮 光司	齊藤 栄	合同会社いろな	合同会社小川農園
埼玉県蓮田市大字笹山五百八十六番地一	埼玉県鴻巣市滝馬室千五十四番地	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲九百六十一番地	埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県羽生市大字町屋八百十一番地	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷六百四十七番地	埼玉県加須市北平野二百八十七番地	埼玉県加須市道目四百八番地	埼玉県加須市砂原八百番地二	埼玉県加須市日出安九百四十五番地	埼玉県加須市中種足六百九十一番地一
埼玉県蓮田市大字黒浜字伊豆島六十番ほか十筆	埼玉県久喜市菖蒲町小林字谷通八千二百七十九番ほか二筆	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字陣屋三千八百三十七番ほか一筆	埼玉県久喜市菖蒲町小林字後沼五千九百六十九番一	埼玉県羽生市大字町屋字本村四百十九番ほか一筆	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷字中新田前千七百六十三番一	埼玉県加須市北平野字田島三百九十六番一	埼玉県加須市道目字上大道下九百三十五番一	埼玉県加須市細間字野新田九百五十番一ほか二筆	埼玉県加須市日出安字新道下三百十二番一ほか十八筆	埼玉県加須市下種足字中島百六十四番一ほか八十四筆
一一、九五七	一、六七八	一、九八二	二、二二六	一、六七七	一、六〇一	九四七	九五七	二、四四〇	一五、五六六	一四一、三五四

町田 満寿穂	高橋 文彦	ひびきの農産株 式会社	根岸 秀典	田村 勝	清水 和彦	木村 保	逸見 義一	市川 和男	飯野 泰司	平砂 豪宏
埼玉県児玉郡神川 町大字新里二千三百 七十六番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千六百 八十番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字猪俣二千七 百五十六番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上五百九 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣五百三 十三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千七百 十九番地	埼玉県秩父郡小鹿 野町般若千三百五 十三番地一
埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 八十番ほか二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字中北 原六百五十一番ほ か八筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字南和 田千四十八番ほか 六筆	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字下池 下二百五十九番	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字摩訶 池四百四十九番ほ か五筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字新堀 八百九十八番一ほ か二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字土井 下六百六十一番ほ か三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上字下四 条島九百九十九番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字南和 田千四十八番ほか 二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字摩訶 池四百八十九番ほ か三筆	埼玉県秩父郡小鹿 野町般若字久保千 五百四十二番
六、 六三七	一二、 三四七	一〇、 三九九	四〇二	一九、 六四五	三、 九一九	五、 七五二	一、 一四七	四、 六四七	五、 八八三	二、 八八五

株式会社ヤオコ

埼玉県川越市脇田  
本町一番地五

埼玉県大里郡寄居  
町大字赤浜字洞尻  
二百八十二番ほか  
二筆

五、五九八

二 認可年月日

平成三十年六月二十二日

# 告示

## 埼玉県告示第七百三十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
山崎 秀良	埼玉県熊谷市上新田百七十九番地一	埼玉県熊谷市三本字新屋敷千六百八番一	九三四
石橋 修	埼玉県秩父市太田千七百五十七番地	埼玉県秩父市太田字横捲千九百番ほか一筆	一、一七五
合同会社黒澤農園	埼玉県秩父郡小鹿野町三山四百一番地二	埼玉県秩父市太田字富田百九十四番一ほか三筆	二、七三五
金久保 道夫	埼玉県加須市内田ヶ谷七百十四番地一	埼玉県加須市内田ヶ谷字中郷七百十六番一ほか三筆	一、一八八
合同会社小川農園	埼玉県加須市中種足六百九十一番地一	埼玉県加須市下種足千十六番	二、五九四
橋本 早苗	埼玉県加須市戸室千二百四十九番地	埼玉県加須市戸室字四番三百六十四番一ほか七筆	六、八九五

金井 英雄	小高 秀明	小高 利明	小高 修	大室 昭雄	飯野 明昌	浅見 哲也	神部 豊	若山 幸夫	福田 則雄	橋本 恒義
埼玉県比企郡川島 町大字加胡百六番 地三十七	埼玉県比企郡川島 町大字畑中二百七 十一番地	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹四十八 番地	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹五十四 番地一	埼玉県比企郡川島 町大字松永二十四 番地	埼玉県比企郡川島 町大字宮前三百三 十番地	埼玉県比企郡川島 町大字中山千百五 十二番地	埼玉県久喜市菖蒲 町菖蒲九百六十一 番地	埼玉県加須市戸室 千百七十四番地四	埼玉県加須市中種 足二千六百六十三 番地	埼玉県加須市戸室 千二百十五番地二
埼玉県比企郡川島 町大字松永字新堀 町百十五番一ほか 一筆	埼玉県比企郡川島 町大字東部百七十 六番ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道下 二百七十六番一ほ か四筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百七十番ほか七筆	埼玉県比企郡川島 町大字加胡字深町 二十番一ほか十八 筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字西浦 百四番一ほか二十 筆	埼玉県比企郡川島 町大字中山字六地 蔵五百七十七番一 ほか三十五筆	埼玉県久喜市菖蒲 町新堀字八束百八 十八番	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百十 八番一	埼玉県加須市中種 足三千七百二十三 番	埼玉県加須市戸室 字十番九百十八番 ほか六筆
一、 九六一	四、 七五八	四、 六四七	七、 八六八	一七、 一六三	一四、 九五八	二八、 二四九	九九一	七八九	二、 〇五四	六、 八二三

杉山 政明	清水 和雄	島田 尚寛	齋藤 章司	小森谷 晃	小峯 宏幸	小島 秀文	神田 清	株式会社比企ア グリサービス	株式会社沼田フ アーム	株式会社 農場 内野
埼玉県比企郡川島 町大字上小見野五 百二十番地一	埼玉県比企郡川島 町大字谷中百八十 九番地	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林五 百五十五番地	埼玉県比企郡川島 町大字東大塚二百 九十六番地	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼二十 番地	埼玉県比企郡川島 町大字牛ヶ谷戸六 百十六番地	埼玉県比企郡川島 町大字平沼九百九 十九番地	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百二番地一	埼玉県東松山市加 美町一番二十号	埼玉県比企郡川島 町大字三保谷宿二 百十五番地	埼玉県比企郡川島 町大字芝沼百四十 三番地
埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町八百六番一	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 曲り町千百七十一 番一ほか八筆	埼玉県比企郡川島 町大字小見野六十 三番ほか二十七筆	埼玉県比企郡川島 町大字一本木字四 番町六百四十五番 ほか十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字平沼 前三百八十三番一 ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百五十七番ほか六 十四筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字一丁 田千三百四十七番 一ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町六百九十六 番一ほか二十五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 宮前町千百十四番 一ほか十三筆	埼玉県比企郡川島 町大字梅ノ木字四 番町二百八十五番 ほか二十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字梅ノ木字八 番町二百九十八番 二ほか百二筆
九八五	六、八一五	四三、三三一	五、二六一	二、八九七	五八、六五〇	四、六四七	二一、四七九	九、五〇三	二八、一八九	七三、八二四

長谷 文夫	野澤 光雄	野澤 博	野口 和利	田中 保三	滝瀬 節雄	染谷 勇一	鈴木 晴三	鈴木 孝市	鈴木 健	鈴木 秋広
埼玉県比企郡川島 町大字宮前二百七 十三番地	埼玉県比企郡川島 町大字北園部百八 十九番地一	埼玉県比企郡川島 町大字宮前四百十 二番地	埼玉県比企郡川島 町大字東大塚三百 五番地	埼玉県比企郡川島 町大字宮前三百三 十六番地一	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百四十六番地一	埼玉県比企郡川島 町大字加胡百六番 地三十五	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百四十五番地	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百四十五番地二	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹百四十 八番地	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百三十四番地
埼玉県比企郡川島 町大字宮前字前山 才百十六番一	埼玉県比企郡川島 町大字正直字後谷 町二百四十八番一 ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上猪字裏谷 六百五十番一ほか 六筆	埼玉県比企郡川島 町大字東部五十七 番ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百九十九番一ほか 一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町四百七十六 番一ほか十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字加胡字深町 五十六番ほか三十 二筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百十八番 一ほか六筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町三百五 十三番二ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百四十九番一ほか 六筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百三十二 番ほか三筆
九五七	九二六	六、三三八	二、九一二	一、〇九七	一〇、〇一八	二二、八九一	四、八六三	三、九〇四	五、六二二	三、七七二

林 成幸	埼玉県比企郡川島町大字加胡九番地一	埼玉県比企郡川島町大字小見野五十五番ほか百二十三筆	九一、四四一
二松 正憲	埼玉県比企郡滑川町の輪六丁目八番十三号	埼玉県比企郡川島町大字正直字後谷町二百四十九番一	九二八
箕輪 弘	埼玉県比企郡川島町大字下小見野五百七十一番地	埼玉県比企郡川島町大字下小見野字榎戸町六百七十六番ほか九筆	九、八八九
矢内 光秋	埼玉県比企郡川島町大字白井沼千二十四番地	埼玉県比企郡川島町大字紫竹字西浦百二十番一ほか四十一筆	三三、六〇一
入 文隆	埼玉県児玉郡上里町大字五明七百六十八番地	埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字屋敷二百七十三番一ほか三筆	五、一九八
金井 武司	埼玉県児玉郡上里町大字五明七百三十二番地一	埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字原田三百十九番ほか三筆	五、七七二
ひびきの農産株式会社	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字原田三百十九番ほか三筆	五、七七二

二 申請年月日

平成三十年六月二十日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年六月二十九日から平成三十年七月十三日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課



# 告示

## 埼玉県告示第七百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、第二種区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
区第一号	第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	児玉郡美里町大字 広木字摩訶池四百七十四番地二	摩訶池 三九一・七アール	広木地区
区第二号		こいの養殖業	日まで	児玉郡美里町大字 駒衣字市場十七番地	古沼 二〇四・九アール	駒衣地区

二 制限又は条件

なし

三 免許予定日

平成三十一年一月一日

四 申請期間

平成三十年七月一日から同年八月三十一日まで

五 漁業権の存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年2月1日（金）から平成36年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月20日（月）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月17日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月20日（月）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年8月20日（月）午前10時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年8月6日（月）午前11時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年7月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Internet System Server Device etc.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m. August 20, 2018 By mail; 5:00 p.m. August 17, 2018 In person; 10:25 a.m. August 20, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245



# 告示

## 埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年六月二十九日

埼玉県春日部県税事務所長 飯野

正

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社池田石油	代表取締役 池田 扶美男	埼玉県さいたま市岩槻区太田二丁目二番十六号	平成三十年五月三十一日

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

根岸本町線	路線名
川口市上青木三丁目一番一〇地先から 同市上青木一丁目一〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
平成三十年六月二十九日	供用開始の期日
平成二十九年八月一日付け埼玉県さいたま県 土整備事務所長告示第五号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長一一・四五メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

路線名	東大門安行西立野線
供用開始の区間	川口市長蔵一丁目一番七地先から 同市長蔵一丁目一六番一〇地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年六月二十九日
備考	平成十三年三月二十七日付け埼玉県告示第 四三六号で告示した道路予定区域の一部供用 開始である。 延長二二〇・八五メートル

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東大門安行西立野線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市長蔵一丁目一番七地先まで	川口市戸塚六丁目二一番六地先から	区 間
二五・二〇 ） 一七・三〇	二〇・七〇 ） 一二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九六・四四		延 長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦



路線名	東大門安行西立野線
供用開始の区間	川口市戸塚六丁目二番六地先から 同市長蔵一丁目一番七地先まで
供用開始の期日	平成三十年六月二十九日
備考	平成三十年六月二十九日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第三号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長九六・四四メートル

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 新 A	旧 新 別
先まで から同市荒川贄川字 秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地先	先まで から同市荒川贄川字姥原三五九番一地	先まで から同市荒川贄川字姥原三〇七番一地先	区 間
三四・九八	九・三五 三四・九八	二・八七 一四・七八	敷地の幅員 (メートル)
三一〇・四〇	三一〇・四〇	一一六・六七	延 長 (メートル)
である。	路予定区域の一部変更	父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部変更である。	備 考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路 線 名	百四十号
供用開始の区間	秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地 先から同市荒川贄川字下反三七一番 一地先まで
供用開始の期日	平成三十年六月二十九日
備 考	平成二十五年一 月二十五日付け埼 玉県秩父県土整備 事務所長告示第四 号、平成二十八年六 月十日付け埼玉県 秩父県土整備事務 所長告示第十号及 び平成三十年六月 二十九日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示第十号 で告示した道路予定 区域の一部供用開 始である。 延長三一〇・四 メートル

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先 ま で	秩 父 市 荒 川 贄 川 字 姥 原 三 二 二 番 三 地 先 か ら 同 市 荒 川 贄 川 字 下 反 三 七 一 番 一 地	先 ま で	区 間
三 四 ・ 九 八	九 ・ 三 五 く	一 四 ・ 七 八	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
三 一 〇 ・ 四 〇		一 一 六 ・ 六 七	延 長 (メ ー ト ル)
		旧 A は、秩 父 市 に 引 き 継 ぐ。	備 考

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督



## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成30年度8・9月分）

JIS 1号 78,100リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成30年8月1日から平成30年9月30日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 93,300リットル

平成30年8月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成30年4月3日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年7月25日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月24日 午後5時まで  
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年7月25日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病

院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成30年7月11日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な

資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 78,100ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. July 25, 2018 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. July 24, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成28年度・平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 107機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、熊谷県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	春日部保健所、狭山保健所、加須保健所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、春日部高等技術専門校
農林部	東松山農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、茶業研究所
県土整備部	飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター
教育局	総合教育センター江南支所、嵐山史跡の博物館、文書館、加須げんきプラザ、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、浦和商业高等学校、浦和西高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、日高高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、蕨高等学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、春日部特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別

	支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、川口警察署、朝霞警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、久喜警察署

(3) 監査実施日

平成30年1月11日～平成30年2月13日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの  
(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	高等看護学院	非常勤講師の報酬から源泉徴収する所得税等のうち、平成24年5月から平成30年1月までの徴収額について、誤った金額で徴収し税務署に納付していたことは不適切であった。
教育局	和光国際高等学校	行政財産使用許可に基づく管理費の調定について、次の点で不適切であった。

		<p>1 電子複写機の行政財産使用許可に基づく平成 29 年 1、2 月分の管理費について、平成 29 年 7 月まで調定、納入通知を行わなかった。</p> <p>2 食堂の行政財産使用許可に基づく平成 28 年 5 月～平成 29 年 1 月分の管理費について、平成 29 年 3 月まで調定、納入通知を行わなかった。</p> <p>3 食堂の行政財産使用許可に基づく平成 24 年 4 月～平成 29 年 2 月分の管理費について、多くの月で誤った金額の調定を行った。</p>
--	--	--

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
農林部	熊谷家畜保健衛生所	平成 28 年度の臨時職員の賃金について、賃金は毎月一定の期日に支払わなければならないところ、勤務条件通知書に賃金等の支払予定日を翌月 15 日以内と記載し、不定期に賃金を支払っていたことは不適切であった。
教育局	大宮商業高等学校	<p>平成 28 年度の産業廃棄物処理処分業務委託契約について、廃棄物の種類を特定せずに契約書に「廃プラスチック類」と記載し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には「混廃」と記載していたことは不適切であった。</p> <p>1 産業廃棄物処理処分業務委託契約（25,920 円）</p> <p>2 産業廃棄物処理処分委託契約（8,640 円）</p>



# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	総合治水事務所	平成30年3月6日 (第2982号)	平成28年度の「河川維持修繕工事(樹木伐採)」等、及び平成29年度の「河川維持修繕工事(図面・数量修正業務)」等について、執行予定額が50万円にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、予定価格が50万円未満の契約をするときに除き予定価格調書の作成が必要であることを全職員に周知徹底した(平成29年10月23日)。  また、発注伺いの決裁時に出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」の添付を徹底し、予定価格調書作成の有無を確認することとした。
教育局	秩父特別支援学校	平成30年3月6日 (第2982号)	印刷機等6点の備品について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。	備品6点について、所属長の決裁を受けた上で速やかに備品出納簿から除籍するとともに、再発防止のため、平成30年3月14日の職員朝会及び平成30年4月5日の職員会議で、全ての教職員に「物品管理の留意点」を配布し、自らが管理すべき備品の把握など適正な備品管理を徹底した。  また、各使用責任者に対し、管理備品の写真を撮影し備品の管理状況を把握するとともに、定期的に点検するよう指示した。
警察本部	吉川警察署	平成30年3月6日 (第2982号)	平成28年度の「空調用自動制御装置保守業務委託」について、次の点で不適切であった。  1 契約書に記載された上半期分、下半期分の委託料の支払額が、それぞれの期間に実施する業務の積算額と一致していなかった。  2 委託料の支払において、完了した業務の積算額を確認せずに、契約書どおりの支払を行った。	出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」に支払い時期毎の積算額の確認項目を独自に追加したほか、契約締結時及び業務完了報告書受理時における複数人での確認を再徹底するよう指示した。  また、県警察の各財務執行所属に対し、同様の方法によるチェックの実施を通知し、再発防止を徹底した。

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	土 屋 恵 一
埼玉県監査委員	中屋敷 慎 一

## 監 査 の 結 果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）、公の施設の指定管理者及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）について監査を実施するもので、このうち出資団体10団体、指定管理者14団体23施設、補助金等交付団体20団体について、平成29年9月から平成30年2月までの間に実施した。

#### (2) 監査の対象事項

- ア 平成28年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成28年度の指定管理者による公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 平成28年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

#### (1) 出資団体

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社	
所管部局	企画財政部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月17日 委員監査 平成30年3月13日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	58,976,000,000円
	・ 団体の基本財産	100,000,000円
	・ 県の出資割合	49.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県国際交流協会	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月25日 委員監査 平成30年3月 1日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	200,000,000円
	・ 団体の基本財産	328,164,370円
	・ 県の出資割合	60.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公立大学法人埼玉県立大学		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 平成29年10月17日 委員監査 平成29年12月14日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	24,534,298,800円	
	・団体の基本財産	24,534,298,800円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業振興公社		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 平成29年9月25日 委員監査 平成29年11月1日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	5,000,000円	
	・団体の基本財産	5,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社		
所管部局	農林部		
監査実施日	職員調査 平成29年 9月12日 委員監査 平成29年10月 2日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	445,000,000円	
	・団体の基本財産	652,612,000円	
	・県の出資割合		68.2%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県道路公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 平成30年1月15日 委員監査 平成30年3月23日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	11,498,000,000円	
	・団体の基本財産	11,498,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	一般財団法人埼玉県河川公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 平成29年10月12日 委員監査 平成29年12月14日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	18,000,000円	
	・団体の基本財産	35,000,000円	
	・県の出資割合		51.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 平成29年 9月22日 委員監査 平成29年10月31日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	150,000,000円	
	・団体の基本財産	495,000,000円	
	・県の出資割合		30.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 平成29年9月1日 委員監査 平成30年1月9日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	40,000,000円	
	・団体の基本財産	40,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県下水道公社		
所管部局	下水道局		
監査実施日	職員調査 平成30年1月22日 委員監査 平成30年3月23日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	55,030,000円	
	・団体の基本財産	110,060,000円	
	・県の出資割合		50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

## (2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成29年12月19日 委員監査 平成30年 2月 7日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民活動総合センター 250,710,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成29年 9月19日 委員監査 平成29年11月30日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉会館 169,683,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社自然教育研究センター
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成29年12月 7日 委員監査 平成30年 1月25日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま緑の森博物館 20,736,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社秩父開発機構
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成30年1月19日 委員監査 平成30年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 長瀨射撃場 5,760,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成29年 9月 4日 委員監査 平成29年10月 2日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設上里学園 493,097,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成29年12月5日 委員監査 平成30年1月16日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設いわつき	360,556,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成29年12月14日 委員監査 平成30年1月9日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 児童養護施設おお里	430,072,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成29年12月18日 委員監査 平成30年1月31日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県産業文化センター	0円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成29年9月13日 委員監査 平成29年11月24日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民の森	13,958,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月10日 委員監査 平成30年1月30日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 森林科学館	18,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	



監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年 9月22日 委員監査 平成29年10月31日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ	85,152,578円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年 9月26日 委員監査 平成29年10月31日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 しらこぼと公園	91,802,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年 9月29日 委員監査 平成29年10月16日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 戸田公園	75,504,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年12月 1日 委員監査 平成30年 1月12日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 川越公園	74,412,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月12日 委員監査 平成30年2月 7日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 加須はなさき公園	140,008,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月 1日 委員監査 平成30年3月15日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 こども動物自然公園	453,929,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般財団法人公園財団	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月30日 委員監査 平成30年3月13日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さきたま緑道・花の里緑道	17,485,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	狭山稲荷山公園パートナーズ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年12月21日 委員監査 平成30年 2月 9日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 狭山稲荷山公園	27,324,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年9月 1日 委員監査 平成29年9月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特定公共賃貸住宅	14,146,383円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成29年 9月 8日 委員監査 平成29年11月 1日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特別県営住宅	163,002,246円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社サンアメニティ
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成29年 9月 6日 委員監査 平成29年11月24日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 長瀬げんきプラザ 70,008,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	名栗フィールドズパートナーズ
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成30年1月11日 委員監査 平成30年3月23日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 名栗げんきプラザ 87,730,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人明星学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成30年2月 7日 委員監査 平成30年3月14日(書面)
財政的援助等の内容	(浦和学院高等学校) 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 562,347,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 311,591,150円 3 私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金 2,045,900円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人山口学院
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成30年2月 8日 委員監査 平成30年3月19日(書面)
財政的援助等の内容	(埼玉平成中学校・埼玉平成高等学校) 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 361,978,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 84,705,240円 3 私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金 277,250円 (国際情報経済専門学校) 1 私立学校(専門学校)運営費補助金 3,629,000円 (霞ヶ関高等学校) 1 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 3,725,911円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人富士美学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月 5日 委員監査 平成30年2月19日（書面）	
財政的援助等の内容	（ふじみ幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 54,585,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 292,700円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人富山学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月 6日 委員監査 平成30年3月13日（書面）	
財政的援助等の内容	（武里白百合幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 38,585,000円 （第二白百合幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 32,137,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人美里会（みさと（男女寮））	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月29日 委員監査 平成30年3月 5日（書面）	
財政的援助等の内容	（みさと（男女寮）） 1 社会福祉施設等施設整備費県費補助金 245,145,000円 2 民間社会福祉施設整備促進事業補助金 40,857,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人清風会（福祉医療センター太陽の園ほか）	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成30年1月18日 委員監査 平成30年3月 5日（書面）	
財政的援助等の内容	（福祉医療センター太陽の園） 1 心身障害児（者）特別療養費補助金 41,472,000円 2 民間社会福祉施設整備促進資金元金償還金補助金 659,600円 3 民間社会福祉施設整備促進資金元金利子補助金 4,485円 4 貸しおむつ利用事業補助金 302,370円 （特別養護老人ホームサンヴィレッジ） 1 介護ロボット普及促進事業補助金 186,000円 2 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 18,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	医療法人久幸会（介護老人保健施設 七里）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年1月16日 委員監査 平成30年2月28日（書面）
財政的援助等の内容	（介護老人保健施設 七里） 1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 62,100,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人宏仁会（特別養護老人ホームさくらぎ苑）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年1月23日 委員監査 平成30年2月28日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホームさくらぎ苑） 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 40,373,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人ちちぶ慈洋福祉会（特別養護老人ホーム愛宕の杜）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年1月24日 委員監査 平成30年2月28日（書面）
財政的援助等の内容	（特別養護老人ホーム愛宕の杜） 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 36,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人幸竹会（ケアハウス和みの里）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年1月29日 委員監査 平成30年3月13日（書面）
財政的援助等の内容	（ケアハウス和みの里） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 32,570,648円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人太井会（ケアハウス神根苑）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年1月31日 委員監査 平成30年3月5日（書面）
財政的援助等の内容	（ケアハウス神根苑） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 29,807,432円

	2 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	330,750円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	川口商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月14日 委員監査 平成30年3月14日（書面）	
財政的援助等の内容	(川口商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 104,211,480円 2 中小企業経営力向上事業補助金 1,670,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	越谷商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月16日 委員監査 平成30年3月14日（書面）	
財政的援助等の内容	(越谷商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 68,480,656円 2 中小企業経営力向上事業補助金 78,718円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	川越商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月15日 委員監査 平成30年3月14日（書面）	
財政的援助等の内容	(川越商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 66,972,679円 2 中小企業経営力向上事業補助金 528,745円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	所沢商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月 6日 委員監査 平成30年3月14日（書面）	
財政的援助等の内容	(所沢商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 54,278,512円 2 中小企業経営力向上事業補助金 177,620円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	秩父商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月19日 委員監査 平成30年3月20日（書面）	
財政的援助等の内容	（秩父商工会議所） 1 小規模事業経営支援事業費補助金 50,006,104円 2 中小企業経営力向上事業補助金 330,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	戸田市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月20日 委員監査 平成30年3月14日（書面）	
財政的援助等の内容	（戸田市商工会） 1 小規模事業経営支援事業費補助金 56,210,640円 2 中小企業経営力向上事業補助金 1,280,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	朝霞市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月26日 委員監査 平成30年3月19日（書面）	
財政的援助等の内容	（朝霞市商工会） 1 小規模事業経営支援事業費補助金 37,399,440円 2 中小企業経営力向上事業補助金 1,030,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	羽生市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月22日 委員監査 平成30年3月13日（書面）	
財政的援助等の内容	（羽生市商工会） 1 小規模事業経営支援事業費補助金 33,319,680円 2 中小企業経営力向上事業補助金 450,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	坂戸市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年2月21日 委員監査 平成30年3月15日（書面）	

財政的援助等の内容	(坂戸市商工会)	
	1 小規模事業経営支援事業費補助金	32,437,329円
	2 中小企業経営力向上事業補助金	710,063円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	



## 正 誤

埼玉県条例第二十七号（平成二十九年七月十一日第二千九百十六号）中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

条例の一部を次のように改正する。

正

条例の一部を改正する条例